



建設キャリアアップシステム インターネット申請ガイドンス

事業者情報登録（5年更新）

2023年10月1日
一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

重要

⚠️ 重要です。必ずご確認ください! ⚠️

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の事業者登録の有効期限は、
新規登録完了月から数えて5年後の月末です。

（※1）限定運用時（2018年度：2018年4月～2019年3月）の新規登録事業者は、CCUSの本格運用が2019年4月であったことから、一律、有効期限を2024年3月31日に設定しています。

（※2）有効期限は、システムにログイン後の画面に表示されます。

対象：

これから事業者登録の更新をインターネットで申請する事業者の皆さま

※更新は、新規事業者登録の際の事業者管理責任者IDでのみ、手続きが可能となります。



更新完了までの流れ

Step1

「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを確認
更新の半年前に、登録責任者宛てに届きます。



Step2

更新の申請を行う
(更新内容に基づき、審査させていただきます)



Step3

事業者更新料のお支払い
審査完了後、メールまたは郵送にて案内
※一人親方は無料です。



事業者更新完了
※管理者ID利用料は、従前と同じ月のお支払いとなります。



Step1 「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを確認

メール本文の「更新はこちらから」より、手続きを行うことができます。

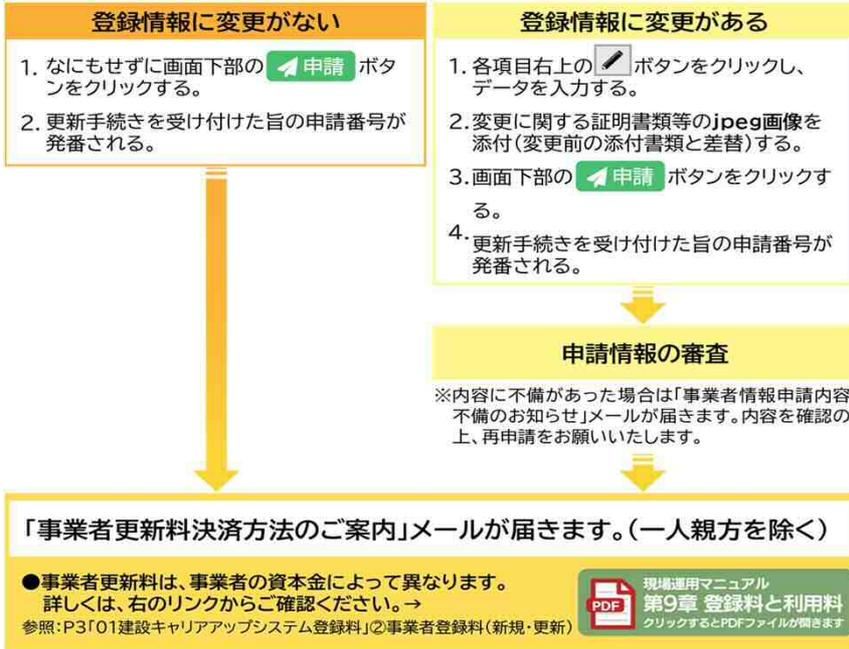


URLをクリックすると、「事業者更新の流れと方法」のページが開きます。



Step2 更新の申請を行う

(注意) 現在の登録情報に変更が「ない場合」と「ある場合」で、手続きが異なります。



Step2 更新の申請を行う

システムにログインし、左のメニューから、850_事業者更新 10_更新申請 をクリック

システムにログインし、左のメニューから、850_事業者更新 10_更新申請 をクリック

個人情報の取り扱い同意書

建設キャリアアップシステムへの利用中に登録いただいた登録ユーザーの個人情報とを遵守し、個人情報を選択かつ適正に

●個人情報の取り扱いについて（抜粋）

1. 利用目的について
 - (1) 技能者が技能や経験に応じた選別情報（別表1に列挙する個人情報を含む）において登録、募集及び更新の情報の
 - (1)-1. 技能者基本情報を、技能者（
 - (1)-2. 技能者就業履歴情報を、技能者（
 - (1)-3. 技能者就業履歴情報を構成するをいう。以下同じ。）を、技能者の所属
 - (1)-4. 技能者就業履歴情報、技能者（共同利用）して本システムにおいて
 - (2) (1)により登録及び募集された技能者の所属する事業者を適切に把握及び研
 - (2)の安定や促進を改善するため。
 - (2)-1. 登録ユーザー間で技能者基本
 - (2)-2. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-3. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-4. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-5. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-6. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-7. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-8. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-9. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-10. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-11. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-12. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-13. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-14. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-15. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-16. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-17. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-18. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-19. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-20. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-21. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-22. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-23. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-24. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-25. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-26. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-27. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-28. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-29. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-30. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-31. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-32. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-33. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-34. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-35. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-36. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-37. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-38. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-39. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-40. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-41. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-42. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-43. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-44. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-45. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-46. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-47. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-48. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-49. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-50. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-51. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-52. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-53. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-54. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-55. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-56. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-57. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-58. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-59. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-60. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-61. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-62. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-63. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-64. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-65. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-66. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-67. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-68. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-69. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-70. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-71. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-72. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-73. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-74. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-75. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-76. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-77. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-78. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-79. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-80. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-81. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-82. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-83. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-84. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-85. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-86. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-87. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-88. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-89. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-90. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-91. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-92. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-93. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-94. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-95. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-96. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-97. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-98. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-99. 技能者基本情報や技能者就業
 - (2)-100. 技能者基本情報や技能者就業

同意する

個人情報の取り扱い同意書

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「

している「建設キャリアアップシステム利用規約」全文

●建設キャリアアップシステム利用規約（抜粋）

第5条 利用申込（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）
2. 本財団は、本財団が登録を認めたものとし、
3. 登録に定める条件に基づき、登録希望者として登録し、
4. 本財団は、登録義務を負いません。
- (1) 本財団に
- (2) 未成年者、
- (3) 反社会的動
- 的勢力等の維持、運営が経済活動に著しく影響を及ぼす
- (4) 登録申請者が過去に本財団との契約に違反した
- (5) 第12条に定める措置を受けたことがある場合
- (6) その他、適切なシステム運用の観点から本財団

第6条 利用にあたっての遵守事項

1. 登録ユーザーは、登録事項に変更があった場合、本
2. 登録ユーザーは自己の責任において、本サービスに
- 字、番号、記号その他の符号をいけません。）、パスワード
- を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買
- 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用解
- の理由により本財団が当該ユーザーを登録した場合には

同意する



建設キャリアアップシステム ガイダンス 事業者情報登録申請（5年更新） インターネット申請

Step2 更新の申請を行う（事業者登録情報に変更がない場合）

メニューより、850_事業者更新 10_更新申請 をクリック

事業者更新 / 更新申請 / 更新申請確認（事業者自体）

事業者ID
27221692744322

事業者登録情報に変更がない場合は、
850_事業者更新
10_更新申請
を選択し、画面下の **申請** ボタンを押します。

申請

Copyright (C) 2018 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved. 7

建設キャリアアップシステム ガイダンス 事業者情報登録申請（5年更新） インターネット申請

Step2 更新の申請を行う（事業者登録情報に変更がある場合）

事業者更新 / 更新申請 / 更新申請確認（事業者自体）

事業者ID
27221692744322

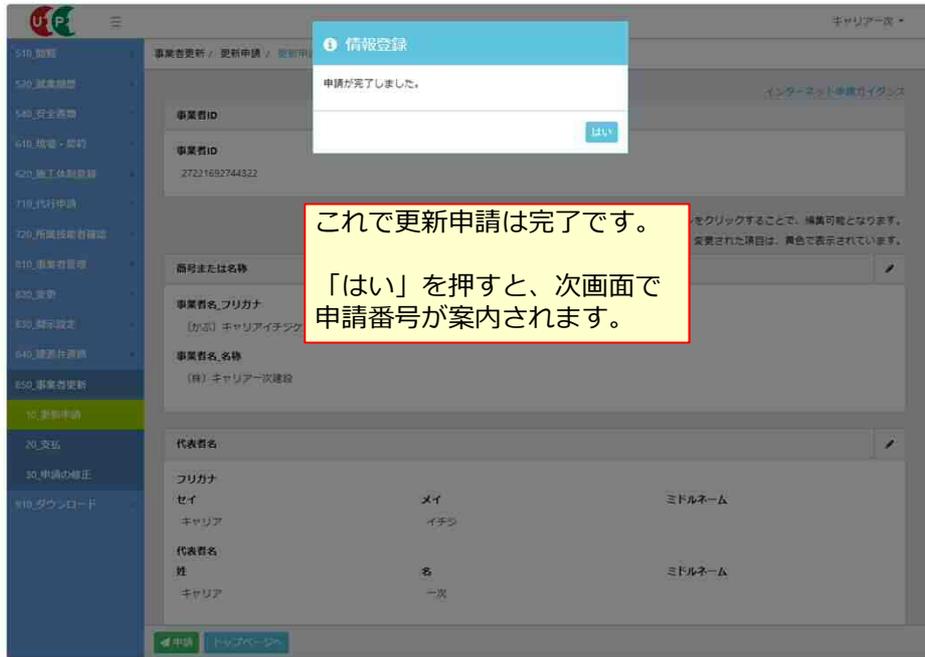
登録情報に変更がある

1. 各項目右上の ボタンをクリックし、データを入力する。
2. 変更に関する証明書類等のjpeg画像を添付(変更前の添付書類と差替)する。
3. 画面下部の **申請** ボタンをクリックする。
4. 更新手続きを受け付けた旨の申請番号が発番される。

申請

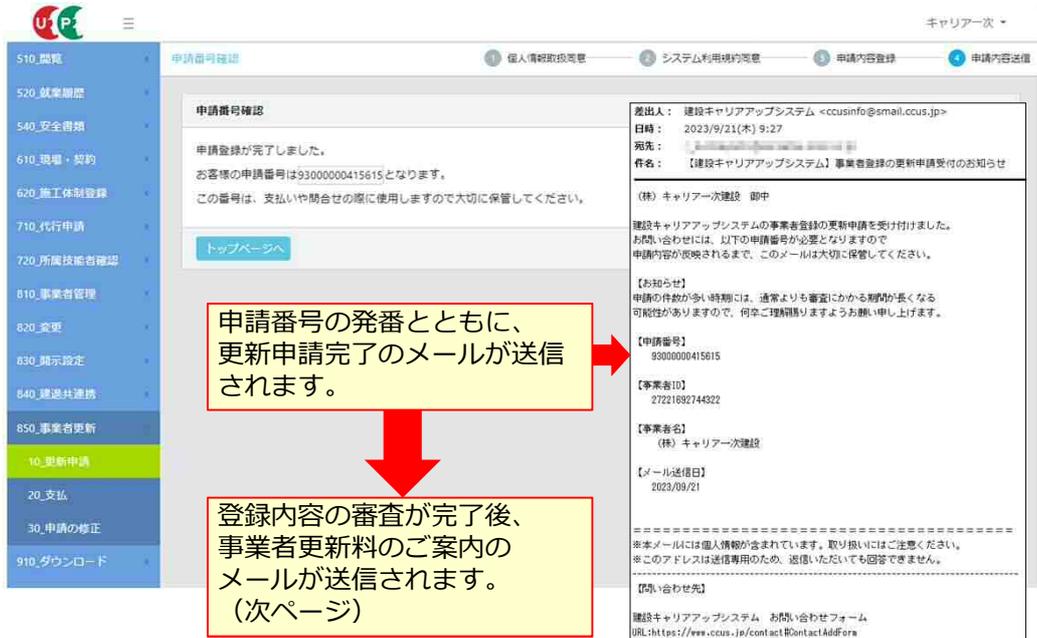
Copyright (C) 2018 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved. 8

Step2 更新の申請を行う



Step2 更新の申請を行う

更新申請が完了しました。



Step3 事業者更新料のお支払い

登録内容の審査が終了した後、システムより、事業者更新料決済方法のご案内 メールが届きます。

差出人：建設キャリアアップシステム <XXXXXXXXXX@XXXX.CO.JP>
 件名：【建設キャリアアップシステム】事業者更新登録料決済方法のご案内
 宛先：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX.CO.JP

〇〇〇〇 御中 申請番号：XXXXXXXXXXXXXXXX

このたびは建設キャリアアップシステムの登録更新の申請をいただきありがとうございます。
 登録内容の審査が完了し、事業者登録料の金額が確定しましたので、以下のとおりお支払い手続き
 をお願いいたします。

<ご注意>
 決済方法選択の手続き・お支払いをされないと事業者登録更新は完了しませんので、お早めにお済
 ませください。
 なお、システムへの入金情報への反映には、決済方法によっては1週間以上の日数がかかりますの
 でご注意ください。

<お支払いの手順>
 システムへログインし、メニューの『新規登録』から『支払』へ進みます。
 （代行申請の場合は、メニューの『代行申請』から『事業者の代行申請の支払』へ進みます）

【システムへのログインURL】
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

画面に従って、決済方法選択の手続きをします。
 払込票を選択した場合は、郵送で届きますのでお支払いください。

当方で事業者登録料等のお支払いが確認でき次第、
 事業者登録の更新が完了いたします。

【事業者ID】
 XXXXXXXXXXXXXXX

【事業者名】
 〇〇〇〇

【請求金額】
 XXXXXXX円（事業者登録料として）

【メール送信日】
 XXXXXXX

URLをクリック、システムにログインして、
 決済方法の選択を行ってください。
 （請求金額は、メールで表示しています。）

Step3 事業者更新料のお支払い

メニューより、850_事業者更新 20_支払 をクリック

事業者登録料は、資本金によって異なります。法人の資本金は、事業者確認書類、または建設業
 許可番号によって参照された資本金情報により確認されます。

資本金	新規登録料・更新料
500万円未満	6,000円
500万円以上 1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上 2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上 5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上 1億円未満	60,000円
1億円以上 3億円未満	120,000円
3億円以上 10億円未満	240,000円
10億円以上 50億円未満	480,000円
50億円以上 100億円未満	600,000円
100億円以上 500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

*消費税を含む

例) 資本金3,500万円の
 事業者は、48,000円

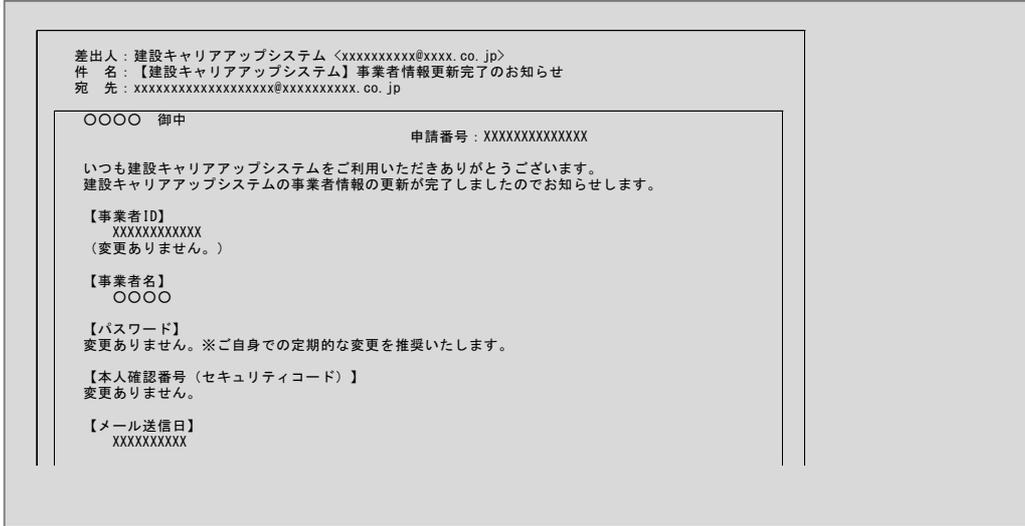
更新時の事業者登録料は、
 更新申請時点の建設業許可
 情報から算出されます。許
 可がない場合は、更新申請
 情報から算出されます。

- 個人事業主の場合は、事業者登録料は6,000円（税込）です。
- 一人親方の事業者登録料は無料です。

Step3 事業者更新料のお支払い

前ページより

入金が確認されると、更新完了のメールが届きます



これで更新完了です



参考 代行申請について

- 登録済の事業者へ、代行申請を依頼することもできます。
- その場合、代行申請の同意が必要となります。

その場合は、

- ・ 代行申請同意書
- ・ 個人情報取扱同意書
- ・ システム利用規約同意書

上記3点を添付いただけます。

